

内水面漁場計画素案 利害関係者意見募集結果と回答

利害関係の有無	意見の内容	東京都の回答
都に関する漁協の組合員	産業管理外来種であるニジマスは漁業権対象種に加えることは、今後の外来種対策を推進する上で好ましいことではない。管理釣り場等に限りニジマスを水域に放つことはあっても、野外の水域に放つことは慎むべきであることを行政から積極的に発信すべきである。	ご指摘のとおり、ニジマスは産業管理外来種に指定されましたが、「水産分野における産業管理外来種の管理指針（水産庁：平成29年11月30日付）」に基づき、今後も、適切な管理を行っていきます。
都に関する漁協の組合員	東京都を流れる荒川の一部は東京都と埼玉県の間を流れている。この区間は隣接する埼玉県と東京都の漁協が共同管理を実施しているが、このことを理解していない遊漁者がいます。内水面漁業権漁場図ならびに内水面漁場計画を公表する際は、埼玉県側と共同で管理する区域があることを必ず周知すべきである。	内水面漁場計画素案を公表する段階では、その漁場が共同管理の漁場になるのか判断をすることはできませんので、共同管理があることを表記することはできません。また、ご指摘された場所は、現在、埼玉県共第7号の漁業権が設定されており、次期漁業権切替に向けた漁場計画も埼玉県で設定する予定になっています。 なお、東京都ホームページに掲載している現行の漁業権漁場図には県境にある他県との共同管理漁場の内容も記載し、共同管理について、漁業者や遊漁者への周知を行っています。 ( <a href="https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/suisan/yuugyo/yuugyorec/settei/">https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/suisan/yuugyo/yuugyorec/settei/</a> )
都内で遊漁を行う者	多摩川中流域の支流/内共第3号エリアの各川に容易に川に降りられる親水エリア、川を眺めながら座ることの出来るベンチなどを作って欲しいです。	貴重なご意見ありがとうございます。 「東京都水産業振興プラン（令和3年6月）」では、「都民が海や川に親しみ、水産業を理解する機会を提供すること」を2030年に向けた取り組みの方向としています。今回のご意見についても河川管理者である国土交通省京浜河川事務所及び東京都建設局と共有し、今後の漁場環境作りに活用させていきたいと思っております。
都内で遊漁を行う者	多摩川漁協管轄内の内共第3号・内共第5号・内共第12号が、同一の遊漁券で遊漁できるようにしてほしい。	このことについては、同一遊漁券導入に向けた課題を整理し、電子遊漁券システムなどICT技術の活用も視野に入れながら、関係機関と実現に向け検討を進めていきます。